

## 独立派の目的から考察するイギリス革命

佐藤 晴雄  
Haruo SATO

独立派でパトニー討論に参加した者はオリヴァー・クロムウェルなど新型軍の軍幹部であるが、彼を含め、軍隊内の独立派は軍幹部や士官に多かった。このうち、大多数の者がジェントリ出身であり、またジェントリではなくても商工業者や法律家など比較的にエリートや富裕な者たちである。

新型軍では士官任命の第一の条件は貴族院、庶民院に対する忠誠心であり、騎兵や歩兵に関係なく「教養ある人間」<sup>(1)</sup>ならば、誰でも士官になることができ、任命及び昇進は功労度と年齢を基準にして、人物本位に行われるとされていた<sup>(2)</sup>。全ての者に士官の道が開かれていたということであるが、実際はそうではなかった。確かに、パトニー討論において一般兵士の代表として選出された者たちの中には士官に昇進した者が5名存在したが、昇進には出身階層や縁故関係などの諸要因が絡み、昇進のための裏工作や事前活動も活発だった<sup>(3)</sup>。やはり士官と一般兵士の間には明確な階層の区別があったようである。

新型軍の士官の大半はジェントリに属し、それ以外の士官も商工業者、法律家に属すなどのエリート集団であった。新型軍成立時、将軍、大佐37名のうち21名は良い家系に属し、その中の9名は貴族の家系だった。下級士官でさえも紋章を持つ中小ジェントリやロンドン、地方都市の商工業者階級出身だったと言われている<sup>(4)</sup>。注目すべき部分はジェントリであっても、法律家や職業軍人を兼ねていたり、牧羊業、毛織物業などに従事している者が多く、「単なるジェントリ」がとても少ないことである。彼らは単なる地主や土地所有者ではなく経営内容が多面的な農業、牧羊経営者であったり、さらに商工業者や実業家の場合もある。中には「治安判事」などの官職に就いている者もいた。独立派軍幹部の収入を1人ずつ詳しく見ることはできないが、年収としては土地収入よりも官職収入や商工業による他の収入が多かったことがうかがえる<sup>(5)</sup>。

独立派が代表した階層はジェントリであり「ジェントリが中心となって革命を進めた。」ということはあるかもしれないが、ジェントリを経済的に1つの階級にまとめることはできない。ジェントリが行っている経営は商人、実業家、地主という3つの共通した要素を見出すことができる。

独立派の主張はアイアトンの改革案において見る事ができる。アイアトンは独立派軍首脳

部の中心的存在であり、クロムウェルとは微妙な隔たりがあったが<sup>(6)</sup>、「軍隊の代書人であるばかりではなく、その政治的意見を作る人物であったことは否定できないため<sup>(7)</sup>、アイアトンの改革案を独立派の改革案としても問題はないはずである。アイアトンが作成した改革案には『軍隊の協定』『軍隊の建議』『提案要綱』『軍隊の広告』がある。このうち、「軍隊と王国の正統にして基本的な権利と自由に関して」という副題から明らかなように、単なる改革案に留まらず、軍隊の（軍首脳部的視点における）立場の基本的な原理と見ることができる。『軍隊の建議における国家機構の問題、特に国王と議会に関する規定について見ると、どこにも王政を廃止したり、議会制度を攻撃するような条項は存在しない。むしろ、この文書は議会を「全ての専制的な権力、暴力、圧迫に反対する」制度として賞讃し<sup>(7)</sup>、庶民院を「人民の利益のために、国家の偉大にして至高の権力、すなわち立法権と最終裁判権とを、委託されたもの」<sup>(8)</sup>と位置づけしている。人民主権的な委託の原理を提示した上で、議会の会期、継続的な選挙、解散に関する同意の必要、選挙区改正などの要求が掲げられている。独立派の憲法ともいえるべき『提案要綱』においては官吏任命権、最高裁判権、軍事権、國務会議の権限など広く議会の有する権限を規定するにあたって、イギリス国家体制を構成する国王、貴族院、庶民院の存在が疑う余地のない自明の前提とされている<sup>(9)</sup>。

これらの政治的理念の表現は1647年から1648年にかけて議会派内部における長老派、独立派、水平派の3つの政治理念と方式の対立が激しくなった頃、新型軍において軍首脳部と一般兵士層との間に対抗関係が見られてくる時期に限られて発表されている。そのため、分裂を防ぐための戦術的な意図が少なからずあったかもしれない。しかし、独立派は国王の政治制度そのものに対してはほとんど否定的な意見を持っておらず、革命における共和政樹立など少しも考えていなかった。独立派が望んでいたことは「王位の個人的な権利を減少せしめられることなく、又、王権の行使を制限されることなく、この国において安全と名誉と自由のある状態に復活せしむべきこと」<sup>(10)</sup>とあるように、テューダー朝以来、認められてきた地方の特権と議会が無視され、王1人の意志が法になってしまったことに対して、権利を明白にし、改革するために、又は元の状態に戻すために戦いが行われた。王政を正すために革命によってではなく改革を通して既存の体制をそのまま残し、「議会主権」、「制限君主政」の実現を行おうとしていた。『軍隊の建議』によると、これは「革命」ではなく「内乱」であった。

## 註

(1) 若原英明『イギリス革命研究』未来社、1988年、280ページ

(2) 同上書、274ページ

(3) 同上書、281ページ

(4) 同上書、286ページ

(5) Alan Sinposon , The Wealth of the Gentry , Cambridge , 1961

PP. 109-114 , 141 , 162 - 165

- (6) 渋谷浩「パトニー討論の政治思想」『明治学院論叢』107、1965年、45ページ
- (7) 今井宏『イギリス革命の政治過程』未来社、1984年、97ページ
- (8) 同上書、99ページ
- (9) 同上書、99ページ
- (10) 同上書、100ページ